

(仮称) 奥行臼史跡公園整備基本構想策定支援業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 業務の目的

本業務は、国指定史跡旧奥行臼駅通所、町指定文化財奥行臼駅及び町指定文化財旧村営軌道風蓮線奥行臼停留所について、さらに積極的な公開・活用を図っていくために、史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画を踏まえ、(仮称) 奥行臼史跡公園として一体的に整備するために必要な整備の基本方針及びその手法の概略、将来的な実現の展望、解決すべき課題等を示すことを目的とした(仮称) 奥行臼史跡公園整備基本構想を策定するための支援業務である。

第2条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後でも、瑕疵が発見された場合には、速やかに対策を講じるものとする。これに要する経費は受注者の負担とする。

第3条 成果品の帰属及び管理

成果品は、全て発注者に帰属するものとし、第三者に発注者の許可なく公表してはならない。

第4条 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日とする。なお、期限内であっても業務のうち完成したものについては提出を求める場合がある。

第5条 業務範囲

別紙「(仮称) 奥行臼史跡公園計画検討範囲図」のとおりとする。ただし、フットパスコースとして使用されている旧標津線跡地(約8.5km)の活用もアクティビティのひとつとして検討の対象とすること。

第2章 業務概要

第6条 計画準備

本業務を実施するにあたり、契約書、設計図書、既存資料、関係法令、業務の目的及び内容を的確に把握して、業務計画書を作成するとともに、必要な準備を行う。

第7条 業務内容

整備基本構想策定支援に関する業務内容は下記のとおりとする。なお、業務にあたっては、文化庁文化部記念物課監修『史跡整備の手引き―保存と活用のために―』(平成17年、同成社)、文化庁文化部記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(平成27年、

文化庁ウェブサイト）に基づき、別海町教育委員会『史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画書』（平成 26 年）を参照して実施すること。

（１）現状の把握と課題の整理

史跡公園計画地の概要を把握するため現地にて調査を実施し、下記の項目について整理する。

- ・自然的環境・歴史的環境・社会的環境に関する事項
- ・遺構の保存に関する事項
- ・歴史的建造物等の修復に関する事項
- ・地形造成に関する事項
- ・遺構の表現に関する事項
- ・案内・解説施設に関する事項
- ・修景に関する事項
- ・管理施設及び便益施設に関する事項
- ・公開・活用及びそのための施設に関する事項
- ・周辺地域の環境保全に関する事項
- ・地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する事項
- ・整備事業に必要となる調査等に関する事項

（２）整備の方向性の検討

（１）において把握した現状と課題を踏まえ、史跡公園の整備が地域の活性化やまちづくりにつながるよう、整備活用事業の主題を設定し、基本方針としてまとめる。また、全体計画・ゾーニング案を提示し、概算工事費を示す。

（３）委員会の開催支援

年 2 回を上限に、整備基本構想策定について協議する各種検討委員会開催を支援する。開催支援は、資料の提供、委員会への出席及び議事録作成を行う。

第 8 条 成果品

実施した全ての業務における、個々の成果物を発注者の求めに応じて随時提出するとともに、契約終了時には、実施した全ての業務の成果物を印刷物で 3 部及びデジタルデータで提出する。

第 3 章 その他

第 9 条 資料の貸与及び返却

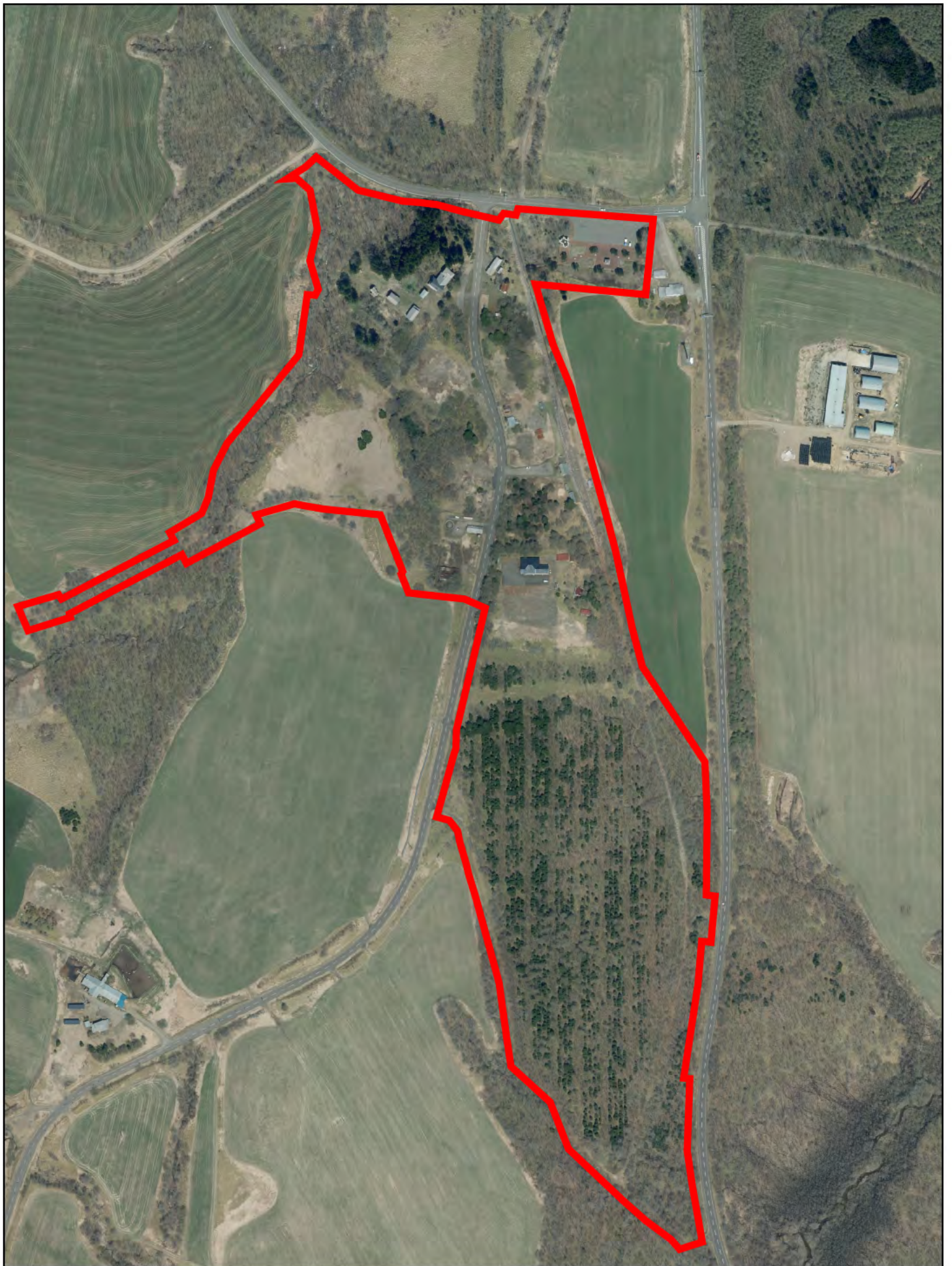
（１）発注者は、策定業務遂行の上で必要となるデータ及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

（２）受注者は、データ及びその他関係資料の貸与を受ける際には、受注者に借用書を提出し、策定完了後直ちに発注者へ返還するものとする。

第 10 条 協議

業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、発注者と綿密な連絡を取り、適切な業務執行を図ること。本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議の上、その指示に従うこと。また、打合せ協議を行った場合は、その都度、打ち合わせ記録を作成すること。

(仮称) 奥行臼史跡公園計画検討範囲図



1:5,000
0 90 180 360 m